

障害者政策委員会について(概要)

1. 根拠

障害者基本法第32条に基づき内閣府に設置(法定審議会)

平成24年5月に設置(従前の「中央障害者施策推進協議会」を改組)

2. 任務

(1) 障害者基本法に基づく任務

障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申

障害者基本計画の実施状況の監視

必要があると認めるときは、関係大臣に勧告を行うことも可能

障害者差別解消法の基本方針に関する意見具申

(2) 障害者権利条約(H26批准)の政府報告で位置付けられた任務

障害者権利条約の国内実施状況の監視

4. その他

委員会は公開

傍聴を認めるとともに、ホームページで配布資料や議事録を公開
(議事録が公開されるまでは、インターネットで動画を配信)

障害のある委員や傍聴者向けに、様々な合理的配慮を実施

介助者の費用負担、点字資料の作成、手話通訳・要約筆記の上映等

3. 委員

任命：内閣総理大臣

定数：30人以内(非常勤)

障害者、障害者の自立と社会参加に関する
事業に従事する者、学識経験者の中から任命

本委員(30人以内)に加え、専門委員を置く
ことも可能

任期：2年

